

■ 概要版 ■

第2期

鎌ヶ谷市子ども・子育て 支援事業計画



第2期鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画って、どんな計画なの? ...2

子ども・子育ての基本的な取り組み ...3

サービスの見込み量と確保方策 ...6

この計画の進め方 ...11

令和2年7月
鎌ヶ谷市



第2期鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画って、 どんな計画なの？

計画の位置づけ

この計画は以下の法的根拠に基づく計画です。

- 「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策についての計画」
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定に基づく「自立促進計画」

本計画は、「鎌ケ谷市総合基本計画」を上位計画とします。また、関連する他の計画である「地域福祉計画」等との整合、連携を図ります。

鎌ケ谷市の子ども・子育ての基本理念

「第1期鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針における、子ども・子育て支援に関する意義を踏まえるとともに、すべての子どもが、『鎌ケ谷市の未来を支える希望』と位置づけ、子育て支援に取り組んできました。

本計画では、こうした考えを引き継ぎ、さらなる問題・課題への対応や、切れ目のない子育て支援施策の展開を目指すものとして、本計画における基本理念を下記のとおり定めます。

基本理念

すべての子どもは、『鎌ケ谷市の未来を支える希望』であることを念頭にして、本市では『子どもの視点に立った施策』を積極的に展開し、『家庭、行政、学校、地域、事業者など社会全体』で、子どもとその家庭を支援していきます。



子ども・子育ての基本的な取り組み

本計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本方針と基本計画に基づき、総合的な施策展開を図ります。

基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援

すべての子どもが健やかに、幸せに育つ環境を実現するため、
また、親が働きながらも安心して子育てができる環境を実現するため、
教育・保育事業や子どもの預かり等の福祉サービスの拡充に取り組みます。

基本計画1 相談支援体制の充実

- 施策1 子育て全般に関する相談体制の充実
- 施策2 子どもの健康・発達・教育に関する相談体制の充実
- 施策3 民生委員児童委員、主任児童委員による相談体制の充実

基本計画2 就学前の子どもに関する教育・保育サービスの充実

- 施策1 認定こども園の普及促進
- 施策2 認可保育園等の整備
- 施策3 教育・保育施設と小学校等との連携
- 施策4 教育・保育施設における食育の推進

基本計画3 多様な家庭に対応した保育サービスの充実

- 施策1 地域子ども・子育て支援事業の充実

基本計画4 放課後等における子どもの健全な育成支援の充実

- 施策1 放課後の安全な居場所づくり
- 施策2 児童センター機能の充実
- 施策3 放課後等デイサービスの強化



基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

障がいのある子どもや虐待の疑いがあるなど、
通常の子育て支援のほかに特別な支援が必要な子どもやその家庭に対して、
福祉のほか、保健・教育等の関係する部署や機関と連携を強化し、
安心して子どもが成長できる環境を整備します。
また、ひとり親家庭や生活困窮者（家庭）が等しく教育・保育の事業を受けられるよう、
必要な支援を提供します。

基本計画1 児童虐待の防止

- 施策1 児童虐待に関する関係機関の連携・情報共有化の推進
- 施策2 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等

基本計画2 障がい児施策の充実

- 施策1 障がいの早期発見及び早期療育体制の充実
- 施策2 こども発達センター等による専門的支援の強化
- 施策3 幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等の専門性向上
- 施策4 障がい者計画との連携及び推進

基本計画3 子どもの貧困対策・ひとり親家庭への支援

- 施策1 経済的な支援
- 施策2 子育て・生活支援
- 施策3 就業支援
- 施策4 学習支援

基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援

子どもを持ちたいと願う人から、妊娠・子育て中の人まで、
誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう、
妊娠期から子育て期にわたるまでの健康管理など、切れ目のない支援を展開します。
また、子育て中の親が、子育てに対して抱く不安や負担を軽減するため、
子育てに関する知識やノウハウ等を学べる機会を充実させます。

基本計画1 妊娠・出産から切れ目のない支援

- 施策1 母子に対する継続的な見守りと働きかけ

基本計画2 | 母と子の健康確保

施策1 健康診査・健康相談等の実施

施策2 各種予防接種の接種勧奨

基本計画3 | 経済的な支援の充実

施策1 法律に定められた手当等の支給

施策2 教育・保育に対する給付等の支給

施策3 医療費等の負担軽減

施策4 多子世帯対策



基本方針4 社会全体で“子育て”を支えるための環境整備

地域全体で子育て家庭を見守ることができるよう、
関係する組織・団体を中心としてネットワーク化を拡充し、
親子が安心して暮らせるよう、気軽に立ち寄り、利用することができる施設の拡充を図るとともに、
子どもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりを進めます。
また、就労している保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、
企業や市民に対して働き方に関する啓発を行います。

基本計画1 | 地域による子育て支援の充実

施策1 子育て支援ボランティアの確保・育成

施策2 地域における子育て資源の充実

施策3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた普及啓発

基本計画2 | 子どもの遊び場の確保

施策1 児童遊園等の充実

施策2 児童センター等の運営・整備

施策3 学校施設等の有効的な活用

基本計画3 | 子どもの安全確保

施策1 子どもの防犯体制の構築

施策2 通学路等の安全確保

サービスの見込み量と確保方策

子育て支援の「給付」とサービスの全体像

1 子ども・子育て支援給付

教育・保育

<施設型給付>

- 幼稚園（3～5歳）
- 認定こども園（0～5歳）
- 保育園（0～5歳）

<地域型保育給付>

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う）

児童手当

2 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 放課後児童健全育成事業
（放課後児童クラブ）
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
（つどいの広場事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入を促進する事業

幼稚園や保育園などの教育・保育のサービスを受けるためには、利用のための認定が必要です。認定については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分があります。

子どもの認定区分

認定区分	対象年齢	利用施設	給付の内容
1号認定の子ども	満3歳以上	①幼稚園 （私学助成による幼稚園を除く） ②認定こども園	①教育標準時間
2号認定の子ども	満3歳以上	①保育園 ②認定こども園	①保育短時間 ②保育標準時間
3号認定の子ども	満3歳未満	①保育園 ②認定こども園 ③小規模保育事業等	①保育短時間 ②保育標準時間

※ 教育標準時間：1日あたり3～4時間

※ 保育短時間：1日あたり8時間、1か月あたり平均200時間

※ 保育標準時間：1日あたり11時間、1か月あたり平均275時間

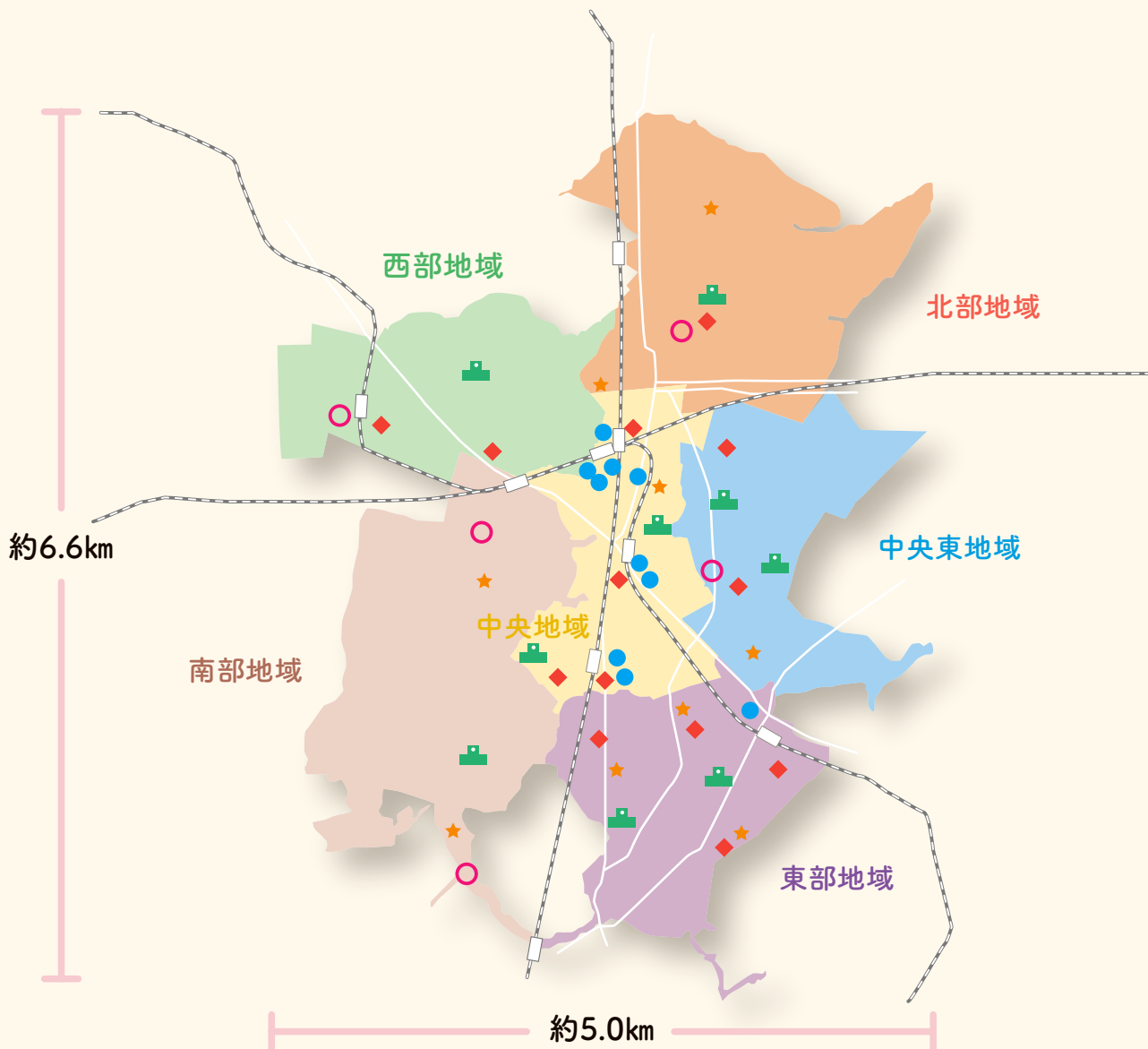
※ 私学助成による幼稚園：文部科学省からの助成を受け、引き続き運営する幼稚園

鎌ヶ谷市の教育・保育提供区域

本市の教育・保育提供区域は、主に次の理由から、『1区域』に設定します。

本市の特徴

- 1 行政面積が21.08km²、東西南北の距離が東西約5.0km、南北約6.6kmであり、既存の教育・保育施設がバランスよく整備されていること。
- 2 東武野田線（東武アーバンパークライン）・新京成電鉄・北総鉄道・成田スカイアクセスの鉄道4線及び8つの駅を有し、交通の利便性が高いこと。
- 3 既存の教育・保育施設が、市内全域で、既に相互利用と連携を図っていること。



★ 幼稚園…9施設 ◆ 認可保育所…13施設(公園含む) ● 認可小規模保育事業…10施設
■ 小学校・放課後児童クラブ…9校 ○ 児童センター等…5施設 (令和2年4月1日現在)

地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

① 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

「基本型」は、子ども及びその保護者等又は妊娠している方が教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園など）や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連携、協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成（地域連携）を行う事業となります。

「母子保健型」は、母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談、情報提供、関係機関と協力して支援プランを作成するなど、切れ目のない支援を行います。

	2年度	6年度
量の見込み	2か所 …	2か所
確保方策	2か所 …	2か所

② 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間（11時間）を延長して必要な保育を行う事業となります。新制度では、保育園の利用について11時間利用を基本とする「保育標準時間」と8時間利用を基本とする「保育短時間」が設定され、それぞれ延長保育時間が異なることとなります。

	2年度	6年度
量の見込み	1,167人 …	1,235人
確保方策	1,545人 …	1,635人

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、共働き家庭など、小学生の児童に対して、学校の余裕教室、専用施設などにおいて、放課後や夏休み期間に適切な遊びを教えながら、生活の場を与えることにより、その健全育成を図る事業となります。

なお、乳幼児期における保育園、幼稚園から引き続き、児童に保育を提供する場であることから、一定の設備及び運営の基準を定めます。

	2年度	6年度
量の見込み	869人 …	830人
確保方策	825人 …	827人

④ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上の理由又は仕事などの理由により、一時的に児童養育が困難となった場合、児童養護施設などで養育・保護を行う事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	78件 …	71件
確保方策	78件 …	71件

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員、保健師、助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞いたうえで、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供につなげる事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	622件 …	604件
確保方策	90%以上 …	90%以上

⑥ 養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業は、子育てに不慣れで不安を持ちながら子育てをしている家庭など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行うとともに、養育に関する相談指導を行う事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	40人 …	40人
確保方策	40人 …	40人

⑦ 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）

地域子育て支援拠点事業は、地域において子育て親子（おおむね3歳未満の児童）の交流等を進めるため、子育て支援の拠点施設を設置し、子育て親子同士の交流促進、子育て相談を行うとともに、子育て関連情報の提供を図ることにより、子育て家庭の孤立化の防止や子どもたちの健やかな育ちを促進する事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	30,337人 …	30,091人
確保方策	7か所 …	7か所

⑧-1 一時預かり事業（保育園等によるもの）

一時預かり事業は、保育園を定期的に利用していない家庭において、仕事や急病・家族の介護などのために、家庭での育児が困難になったときに、一時的に児童を保育する事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	6,615人 …	6,017人
確保方策	10,560人 …	15,840人

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園によるもの）

一時預かり事業は、幼稚園を利用している家庭において、通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育をする事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	68,795人 …	57,275人
確保方策	68,795人 …	57,275人

⑨ 病児保育事業（病児・病後児）

病児保育事業は、病氣中（病児）・病氣回復期（病後児）にあり、集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供する事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	57人 …	52人
確保方策	1,848人 …	1,848人

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との連絡・調整を市のアドバイザーが行う事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	3,832件 …	5,235件
確保方策	3,832件 …	5,235件

⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査は、妊娠中の健康管理の充実と異常の早期発見及び経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てられるよう、妊婦健康診査に必要な経費を公費で助成する事業となります。

	2年度	6年度
0歳児の推計値	691人 …	671人
量の見込み (延べ検査受診件数)	8,368件 …	8,126件

⑫-1 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (日用品・文房具費等)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	15件 …	15件
確保方策	15件 …	15件

⑫-2 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (副食材料費)

保育所の利用者との公平の観点から、低所得者世帯等に対し幼稚園に保護者が支払うべき副食材料費に要する費用を助成する事業となります。

	2年度	6年度
量の見込み	339件 …	339件
確保方策	339件 …	339件

⑬ 多様な事業者の参入を促進する事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で第1期計画からの事業です(子ども第59条第4号)。

この計画の進め方

計画の推進体制

1 庁内推進体制、関係機関・団体との連携

福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野が連携して取り組むため、庁内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、市内関係機関や県・国とのさらなる連携を強化します。

2 情報提供・周知

市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報等により周知・啓発を行います。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

制度の周知及び対象施設に対するきめ細やかな支援や助言を行います。

進捗状況の点検・評価

計画を着実に推進するため、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。



鎌ヶ谷市マスコットキャラクター
かまたん

第2期
鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年7月

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

鎌ヶ谷市役所 こども支援課

TEL：047-445-1141（代表）

FAX：047-443-2233